

お申込日 20 年 月 日

※太線の枠内のみ記入してください。

貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において演奏等により利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「演奏利用明細書」などを添えて申入れます。

お 申 込 者	ご住所	〒		
	お 法 人 名 体 名 (フリガナ)	個人でお申込みの方はご記入不要です。代表者名のみご記入ください。		
	代 表 者 名 (フリガナ)		生年月日	
		年	月	日
	T E L () —	F A X () —		
	E - M a i l			
ご担当部署		ご担当者名		
日中のご連絡先 (上記と異なる場合)	T E L () —			
	携帯電話 () —			

上記住所と異なる場合は下記にご記入ください。

ご請求書 送付先	〒
-------------	---

催 物 名					
開 催 日	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日				
公 演 回 数	全 回	公演1回の 所要時間	時間 分		
会 場 名					
入 場 料	有料・無料	すべての 入場料券種 (前売・当日、大人・小人、S席・ A席等設定されたものすべて)	① 円	② 円	
出演者への報酬	有 ・ 無	※消費税抜きの入場料を 記入してください。	③ 円	④ 円	
演奏の方法	生演奏・録音物の再生		出 演 者 (団 体)名		
明細等提出日	20 年 月 日		※開催日から5日以内 (「利用許諾条項」第3条をご参照ください。)		
備 考					

※個人情報の利用目的については、裏面の利用許諾条項第 16 条に記載しています。

[illegible]

利用許諾条項

(総則)

第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）が演奏及び伝達（以下「演奏等」という。）に係る著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を、申込者（以下「乙」という。）が演奏等により利用することに関する甲乙間の利用許諾契約（以下「本契約」という。）は、乙が甲に対し、甲所定の書式による利用申込書（電磁的方法によるものを含む。以下「申込書」という。）を提出し、甲が、乙に対し、演奏利用許諾書（電磁的な方法によるものを含む。以下「許諾書」という。）を、交付すること（電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合には、当該許諾書が乙に到達すること）により成立します。

2 本契約は、本利用許諾条項（本契約の内容とすることを目的として甲が準備したこの利用許諾条項をいう。以下同じ。）を内容とします。

3 次条の規定による利用許諾の対価（以下「使用料」という。）は、甲が定め文化庁長官に届け出た使用料規程（以下「使用料規程」という。）に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額とします。

4 前項の場合において、管理著作物を1回利用することの使用料を算出する方法によらないときは、乙の音楽著作物の利用全体に占める管理著作物の利用の割合（以下「利用割合」という。）を乗ずるものとします。利用割合の算出方法等は、甲のウェブサイトに掲載するものとします。

5 甲が使用料規程若しくは利用割合を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、乙が甲に支払う使用料は、その変更又は改正に基づき算出される額とします。

(利用許諾)

第2条 甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、催物開催日時点における管理著作物を、申込書記載の範囲内において演奏等により利用することを許諾します。

(申込書及び演奏利用明細書の提出等)

第3条 乙は、申込書と共に演奏等により利用する著作物の明細を、甲所定の演奏利用明細書（電磁的方法によるものを含む。以下「明細書」という。）に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の5日前までに甲に提出しなければなりません。

ただし、乙がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日（催物開催日から5日以内の日。以下「提出日」という。）を申込書に記入し、提出日までに明細書を提出しなければなりません。

2 乙の都合により、申込書又は明細書に記載した内容を変更する場合は、遅滞なく変更する内容を書面又は別途甲が指定する方法により、甲に報告し、甲の承諾を得なければなりません。

(不可抗力)

第4条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰すことのできない事情により催物の開催が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、利用許諾の申込を撤回することができるものとします。

(演奏等以外の支分権の許諾)

第5条 乙が、プログラム等に歌詞、楽譜等を掲載し、又は複製物を作成するなど、演奏等以外の支分権に係る許諾を必要とする方法で管理著作物を利用する場合は、事前にその許諾を受けなければなりません。

(使用料の支払義務)

第6条 乙は、甲に対し、第2条の利用許諾の対価として、甲の使用料規程により算出した使用料に利用割合を乗じ、消費税相当額を加算した額を、申込書提出のとき又は甲が発行する請求書に定める支払期日までに、甲の事務所に持参又は甲の預金口座へ送金して支払わなければなりません。送金に要する手数料は、乙の負担とします。

(使用料規程の適用)

第7条 使用料規程の「上演形式による演奏」、「演奏会における演奏」又は「演奏会以外の催物における演奏」の規定を適用する場合において、乙が申込書を提出せず、甲より事前の利用許諾を受けなかったときは、甲は、乙に対し、①1曲1回ごとの使用料又は②公演1回ごとの使用料のいずれかの規定を選択して、損害賠償金又は不当利得金を請求できるものとします。

2 乙が第3条第1項ただし書きの提出日までに明細書を提出しなかった場合も、甲は、乙に対し、①1曲1回ごとの使用料又は②公演1回ごとの使用料のいずれかの規定を選択して、使用料を請求できるものとします。

3 第1項の規定により損害賠償金又は不当利得金を算出する場合において、1曲1回ごとの使用料を算出する方法によらないときは、利用割合を乗ずるものとします。

(保証金の納付と返還)

第8条 本利用許諾条項の確実な履行を担保するために、甲が必要と認めたときは、乙は、甲に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前日までに納付しなければなりません。甲は、乙が本利用許諾条項に違反して使用料の全部又は一部の支払を履行しない場合は、保証金をもってその使用料又は第10条に定める遅延損害金に充当することができるものとします。

2 乙が本利用許諾条項を完全に履行したときは、甲は、乙に対し、甲が交付した受取証と引き替えに、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付さないものとします。

(使用料の変更)

第9条 甲が乙に使用料を請求した後に、演奏等に利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、甲は、その判明した内容に基づいて請求する使用料の額を変更することができるものとします。

(遅延損害金等)

第10条 乙が、第6条の規定に違反して使用料の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該使用料のほかに年率14.6%（1年を365日とする日割計算）相当額を遅延損害金として支払わなければなりません。

2 乙の本契約違反により第三者に損害が生じたときは、乙がその責任を負わなければなりません。

(著作人人格権の尊重)

第11条 乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作人人格権を侵害してはなりません。

(利用状況等の調査)

第12条 乙は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、甲に対し、甲の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えなければなりません。

(許諾の取り消し等)

第13条 甲は、催物の開催前に、乙が本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると甲が合理的に判断したときは、乙に対し、催告することなく直ちに書面により第2条の利用許諾を取り消すことができるものとします。

(期限の利益の喪失)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。

(1) 手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押え・仮処分・強制執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。

(2) 営業を廃止し又は合併によらないで解散したとき。

(3) 営業の許可又は登録が取り消されたとき。

(4) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。

2 本契約が解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第6条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとします。

2 乙が本契約に規定する義務に違反したとき（申込書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。）は、甲は10日間の猶予期間を付した書面により乙にその是正又は履行を催告し、乙がその期間内に是正又は履行しなかったときは、本契約を解除することができるものとします。

3 民法第542条第1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。

(個人情報の利用目的)

第16条 甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。

(1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報

(2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報

2 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

(権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止)

第17条 乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

(合意管轄)

第18条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、甲の本部又は許諾書記載の支部等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

No, /

提出日	20	年	月	日
-----	----	---	---	---

演奏利用明細書

催物名					会場名			公 演 回 数	回	平均入場料	レ コ ー ド 適
開催日	自 20 年 月 日 至 20 年 月 日 日間	お申込者名	TEL () -	公 演 所 要 時 間		分					
				会 場 の 定 員 数		名					

演奏曲目(上段にご記入下さい)		作(訳)詞者	利用方法	作(編)曲者	演奏・歌唱者(団体)名 (CD・テープのプロ歌手名)	演奏時間	演奏回数	みなし曲数	使用料 (作品バリュー)			S	作品コード		
1			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
2			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
3			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
4			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
5			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
6			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
7			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
8			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
9			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												
10			3 器楽のみ 1. 原詞			分	回	回							
			2. 訳詞												

※メドレー、又は組曲を抜粋して利用する場合は
1曲ごとにご記入ください。

N·M…当協會管理外 P·D…著作権消滅

請 求 日				
種 目 規 定 区	A			

[illegible]

演奏利用申込書 記入例

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

JASRAC®

演奏利用申込書

お申込日 20 24 年 4 月 15 日

※太線の枠内のみ記入してください。

貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において演奏等により利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「演奏利用明細書」などを添えて申込みます。

お 申 込 者	ご住所	〒 151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 代々木ビル2階		
	法人団体名	個人でお申込みの方はご記入不要です。代表者名のみご記入ください。 オンガクジムショ 株式会社 ジャスラック音楽事務所		
	代表者名	オンガクタロウ 代表取締役 音楽太郎	生年月日	1939 年 11 月 18 日
	T E L	(03) 3481- 2121	F A X	(03) 3481- 212X
	E-Mail	hanako-chosaku@jasrac.com		
	ご担当部署	事業部	ご担当者名	著作 花子
	日中のご連絡先 (上記と異なる場合)	T E L	(03) 3481 - 0000	携帯電話 (080) 1234 - 5678

上記住所と異なる場合は下記にご記入ください。

ご請求書 送付先	〒 105-0004 東京都港区新橋1-1-1 株式会社ジャスラック音楽事務所 東京支店 鈴木一郎
-------------	---

催物名	第8回 JASRAC音楽祭		
開催日	20 24 年 4 月 20 日 ~ 20 24 年 4 月 20 日		
公演回数	全 1 回	公演1回の 所要時間	2 時間 20 分
会場名	ジャスラック音楽ホール		
入場料	有料・無料	すべての 入場料券種	① 大人 1000 円 ② 小人 500 円
出演者への報酬	有・無	(前売・当日、大人・小人・5席・ A席等設定されたものすべて) ※消費税抜きの入場料を 記入してください。	③ 円 ④ 円
演奏の方法	生演奏・録音物の再生	出演者 (団体)名	ジャスラコーラス 他
明細等提出日	20 年 月 日		※開催日から5日以内 (「利用許諾条項」第3条をご参照ください。)
備考			

※個人情報の利用

ディナーショーを開催される場合には、設定される座席数をご記入ください。
(例) 300席
ダンスパーティーを開催される場合には、フロア面積をご記入ください。
(例) 250㎡

申込時に利用曲目が未定である場合は、演奏利用明細書の提出予定日をご記入ください。

上段に作詞者・作曲者をご記入ください。
訳詞者・編曲者がいる場合には、
下段に括弧 () を付けてご記入ください。

ただし、外国の楽曲でロシア語や韓国語などアルファベット以外の文字が含まれる場合には、アルファベットに置き換えてご記入ください。

＜歌唱演奏の場合＞
原曲の詞で演奏する場合は 1 を、
訳詞で演奏する場合は 2 を○で囲んでください。
＜器楽演奏のみの場合＞
3を○で囲んでください。

1曲あたりの総演奏回数をご記入ください。

1曲1回あたりの演奏時間をご記入ください。
演奏時間は1分単位で切り上げてご記入ください。

(例) 5分35秒の場合 → 6分

アンコールの曲は、※を付してご記入ください。

組曲を抜粋して演奏する場合は、曲ごとにご記入ください。
組曲を全曲演奏する場合は、「全曲」とご記入ください。

メドレーの場合は、含まれている曲をすべてご記入ください。